

# 加茂市立須田小学校における「学校いじめ防止基本方針」

平成26年6月策定

平成28年8月一部改訂

令和2年4月一部改訂

令和3年4月一部改訂

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、須田小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識・体制

### 【いじめ防止対策推進法 第2条 定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響をあたえる行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場なくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

また、新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年12月25日公布 令和2年新潟県条例第59号）を受け、いじめ類似行為の防止にも同様に努め、学校全体で組織的に対応していくこととする。

### 【新潟県いじめ等の対策に関する条例 第2条 「いじめ類似行為」定義】

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

### <いじめ対策に向けた基本姿勢5つのポイント>

- ① いじめをしない、いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

## 2 いじめ対策の組織

いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう組織として対応する。そのために、以下のように「いじめ・不登校対策委員会（以下「対策委員会」）を設置し取り組んでいく。

- 対策委員会の委員長を校長とし実効性のある組織運営を行う。
- 対策委員会の委員は、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、学級担任、養護教諭とする。

### (1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 加茂市教育委員会へ「すこやかな成長を願って」による定期的な報告を行う。
- ・ 学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

### (2) いじめ事案への対応

- ・ いじめがあった場合、いじめの疑い(類似行為含む)があるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

## 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

### (1) 学校全体としての取組

内容	児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
未然防止	○個々の価値観等の理解(道徳・特活) ○道徳教育の充実(人権教育、情報モラル) ○正しい判断力の育成(道徳・特活) ○奉仕的体験活動への積極的取組	○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○ゲーム・インターネット、スマホ等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○育友会行事(PTA行事)や地域での奉仕的活動への参加

早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団から離れて一人でいる児童への声かけ</li> <li>○インターネット環境の把握と情報収集</li> <li>○面談や生活アンケートによる情報収集</li> <li>○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常的・積極的な児童との会話</li> <li>○職員打合せ等での情報の提供や交換</li> <li>○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック</li> <li>○児童の持ち物の紛失や増加に注意</li> </ul>
物理的側面	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童を守る強い姿勢を見せることと、児童の話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○関係機関(警察、児童相談所等)との連携</li> </ul>
精神的側面	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童を守る強い姿勢を見せることと、児童の話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関(教育相談、カウンセラー等)との連携</li> </ul>

## (2) 家庭や地域との連携

各家庭や育友会(PTA)での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発。市P連や育友会教育講演会の実施や参加。</li> <li>○児童のがんばりをしっかり認めて褒めることや、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓発。</li> <li>○保護者だけでなく祖父母等、家庭の全ての成員が子育てに参加することの啓発。</li> <li>○家庭におけるネット管理。</li> </ul>
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼。</li> <li>○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけ、および学校(保護者)への連絡。</li> </ul>

## 4 いじめによる重大事態発生の対応

【重大事態とは、以下のようなケースを想定している】

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
  - ア) 児童生徒が自殺を企画した場合
  - イ) 身体に重大な傷害を負った場合
  - ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
  - エ) 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。（「相当期間」については、年間30日を目安としているが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も含む。）

- 速やかに教育委員会に報告する。
- 調査主体を学校に設置する場合は、教育委員会と協議の上、委員長を校長とした「対策委員会」が中心となる。
  
- いじめ調査・対策委員会は、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を図る。
- いじめを受けた児童と保護者に対して、いじめ調査・対策委員会は事実関係や、その他、必要な情報を適切に提供する。
- いじめ調査・対策委員会は、被害児童及び加害児童等への対応について、教育委員会の指導と助言を受けながら必要な措置をとる。  
・・・（別紙重大事態発生の対応フロー図）
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものである場合や児童の生命、身体に重大な損害が生じる恐れがあると認めるときは、外部関係機関（警察署・児童相談所・スクールカウンセラー等）と連携する。

## 5 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加える。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように配慮する。

## 6 学校の取組に対する検証・見直し

学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。

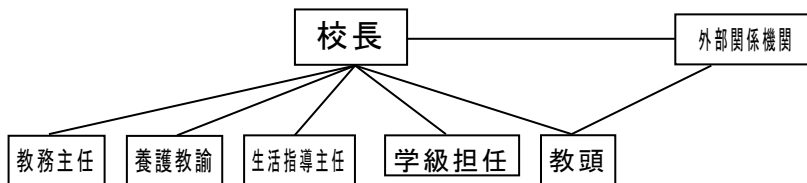
また、いじめに関する項目を盛り込んだ保護者への学校評価アンケートを実施（7月・12月）し、「対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

# 【いじめによる重大事態発生の対応フロー図】

加茂市教育委員会へ速やかに重大事態の発生を報告

教育委員会から調査主体を学校に置く指示

学校に事態の事実調査を行う組織を設置



- \* 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実調査の実施

- \* 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- \* 事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ適切な情報提供

- \* 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- \* 調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

加茂市教育委員会への調査結果報告

- \* いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた措置

- \* 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、教育委員会の指導の下、関係機関と連携を取りながら実施する。
- \* 再発防止に向けた取組の検証を行う。